

## 松浦市物価高騰対応生活応援券交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、食料品等の物価高騰の影響を受けている市民及び事業者への支援を目的として、物価高騰対応生活応援券（以下「生活応援券」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活応援券 前条の目的を達成するために市が交付する金券をいう。
- (2) 特定取引 生活応援券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱店 市内において生活応援券での特定取引を行い、受け取った生活応援券の換金を請求することができる事業者をいう。

(交付対象者及び交付代表者)

第3条 生活応援券の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年12月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第5条の規定による本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記載されておらず、かつ、基準日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることになったものを含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している場合その他やむを得ない理由がある場合で交付対象者に準ずるものと市長が認めるときは、交付の対象とすることができる。

3 生活応援券の受取を代表する者（以下「交付代表者」という。）は、交付対象者の属する世帯の世帯主とする。ただし、これにより難しい場合は、交付代表者として適切であると市長が認める者とする。

(生活応援券の交付の内容)

第4条 生活応援券の額面は1,000円とし、交付対象者1人につき10枚とする。

(交付対象者リストの作成)

第5条 市長は、本事業の実施に当たり、交付対象者の住民基本台帳における氏名、住所等を記載した交付対象者リストを作成し、これに基づき交付を行う。

(生活応援券の交付に関する周知)

第6条 市長は、本事業の実施に当たり、交付対象者の要件、交付方法等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行う。

(生活応援券受取の辞退)

第7条 交付対象者は、生活応援券の受取を辞退する場合は、市長が定める期限までに申し出るものとする。

(生活応援券の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申出がないときは、交付対象者が生活応援券の受取に同意したものとみなし、生活応援券の交付を決定する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、生活応援券の交付を決定するときに市外へ転出又は死亡等により住民基本台帳から削除されている場合は、交付対象者から除くものとする。

(生活応援券の交付方法)

第9条 市長は、前条の規定により交付を決定した交付対象者（以下「交付決定者」という。）の生活応援券について、交付代表者に対し、追跡可能な郵送方法で交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、別の方法により交付することができる。

(生活応援券の返戻)

第10条 市長は、前条の規定により交付代表者に交付した生活応援券が宛先不明、受取拒否等により返戻された場合において、当該交付代表者に対して通知を行う。ただし、通知は1度限りとし、利用期間満了日までに当該交付代表者から受取意思表示が示されない場合は、当該交付代表者が受け取る生活応援券に係る交付決定者の全てについて、生活応援券の受取を辞退したものとみなす。

(生活応援券の使用範囲等)

第11条 生活応援券は、取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 生活応援券の使用に当たり、釣銭は支払われない。

3 生活応援券は、次の各号に掲げる取引には使用できないものとする。

(1) 出資、有価証券の購入、債務の支払等消費に当たらないもの又は商品券、プリペイドカード、はがき、切手、収入印紙、収入証紙等換金性のあるもの

(2) 国及び地方公共団体への支払並びに電気料金、電話料金その他の公共サービスの対価に準ずるものの支払

4 交付決定者は、生活応援券の交換、譲渡及び売買を行うことはできない。

5 生活応援券は、交付決定者本人及びその代理人に限り使用することができる。

6 生活応援券の有効期間は、令和8年3月1日から令和8年10月31日までの間とする。

7 交付後の生活応援券の紛失、盗難及び毀損の場合の再交付は行わない。

8 市長は、生活応援券の不正使用防止のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 偽造防止のための特殊印刷及び通し番号印刷

(2) その他不正使用を防止するために必要な措置

(業務委託)

第12条 市長は、本事業の円滑な実施を図るため、次に掲げる業務を委託するもの

とする。

- (1) 生活応援券の換金業務に関すること。
- (2) 取扱店の募集、登録、抹消及び変更に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務に関すること。

(取扱店の登録)

第13条 取扱店の登録を受けようとする事業者は、前条の規定による委託先（以下「委託先」という。）に申請しなければならない。

2 取扱店として登録できる事業者は、市内に事業所を有する者に限る。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種（同法第2条第1項第2号に該当する業種を除く。）及び公序良俗に反する事業等を営む事業者を除く。

(取扱店の責務)

第14条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう委託先から配付される掲示物を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 生活応援券の交換、譲渡、売買及び再使用は行わないこと。
- (3) 生活応援券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定しないこと。
- (4) 生活応援券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう明示すること。
- (5) 委託先の定める事項に従い、使用された生活応援券（以下「使用済生活応援券」という。）を、適切に管理すること。
- (6) 使用済生活応援券は、裏面に店舗印を押印し、又は店舗名を記入すること。

(生活応援券の換金方法)

第15条 取扱店は、特定取引において生活応援券が使用された場合は、委託先が別途指示する期日までに委託先に生活応援券の換金を申し出なければならない。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

2 換金の方法は、取扱店の預金口座への振込みの方法による。

(不当利得の返還等)

第16条 市長は、生活応援券の交付後であって令和8年10月31日までに当該交付された者が交付対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、次の各号のとおり対応する。

- (1) 返還対象者が生活応援券を使用する前にあっては、返還対象者に生活応援券の返還を求める。
- (2) 返還対象者が生活応援券を使用した後については、返還対象者に生活応援券を使用した額に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き生活応援券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長

が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。  
(失効)
- 2 この告示は令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、不当利得の返還等に係る第16条の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。